定　　款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社リアルワールドと称し、英文では、REALWORLD,inc.とする。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理ならびにそれに付随する業務を行うことを目的とする。

（１）　国内および国際付加価値通信網による情報提供サービス事業
（２）　国内および国際付加価値通信網による通信販売業ならびに情報提供の仲介
（３）　付加価値通信網による決済代行業
（４）　インターネット等の通信媒体を利用した広告業および広告代理業務
（５）　クラウドソーシング事業
（６）　投資事業組合財産の運用および管理ならびに投資事業組合財産持分の募集､販売
（７）　有価証券の取得、保有、投資および運用
（８）　投資業、投資運用業および投資助言・代理業
（９）　企業の買収、合併、会社分割、株式交換・移転、事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携等の企画立案､斡旋およびその仲介業務ならびにこれらに関するコンサルティング業務
（１０）産業財産権、ノウハウ、著作権、インターネットにおける識別名称であるドメインネームその他の知的財産権の権利取得・権利利用・権利管理に関する仲介、斡旋、侵害対応、調査、コンサルティング
（１１）企業・商品等のネーミング開発、ロゴ開発ならびにそれらに関する調査等
（１２）ブランド戦略の提案､ブランド意識調査､ブランド価値算定およびブランドマッピング等ブランド価値向上の為のブランドコンサルティングサービス
（１３）翻訳・通訳、書類作成等の事務代行
（１４）前各号に関連するソフトウェアの販売、賃貸、設置、およびメインテナンス、ならびにこれらに関連するコンサルティング業務
（１５）コンピュータの利用による各種情報の提供

（１６）コンピュータソフトウェアの研究開発および販売
（１７）電子マネーその他の電子的価値情報および前払式支払手段の発行､販売および管理、ならびに資金移動業
（１８）電子商取引および電子決済システムの企画、設計、開発、販売、賃貸、および運用
（１９）仮想通貨交換業
（２０）仮想通貨関連業務
（２１）ファクタリング業および貸金業
（２２）インターネット等の通信媒体を利用した音楽、動画、映像等の配信に関する企画、開発、 制作、販売、運営および管理ならびにそれらの受託
（２３）各種映像、映像機器等に関する商品の企画、製作、運営、管理、販売、レンタルおよびリース
（２４）有料職業紹介事業
（２５）労働者派遣事業
（２６）ウェブサイトの企画、設計、開発、運営および売買
（２７）前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（公告の方法）
第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。
２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第５条　当会社の発行可能株式総数は、９,７００,０００株とする。

（自己株式の取得）
第６条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第７条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第８条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第 10 条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 11 条　当会社は、毎年９月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　　株 主 総 会

（招　集）

第 12 条　定時株主総会は毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第 13 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、 他の取締役が招集する。

２　株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 14 条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議決権の代理行使）

第 15 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）

第 17 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　　取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第 18 条　当会社は取締役会を置く。

（取締役の員数）

第 19 条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

２　　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任）

第 20 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

２　　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

４　　当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役の任期）

第 21 条　取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。

２　　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等

委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

２　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 27 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 28 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第 29 条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 30 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 31 条 当会社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章　監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第 32 条　当会社は、監査等委員会を置く。

（監査等委員会の招集通知）

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第 34 条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第 35 条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規程）

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の設置）

第 37 条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第 38 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 39 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 40 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計　　算

（事業年度）

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月１日から翌年９月 30 日までとする。

（剰余金の配当等）

第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。

２　当会社は、毎年９月 30 日または３月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「配当金」という。）を行う。

３　当会社は、会社法第 459 条第１項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

（配当金の除斥期間）

第 43 条 配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払の配当金には利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、第 12 回定時株主総会で決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。